

感震ブレーカーの普及推進に関する計画策定の際の留意事項（案）

感震ブレーカーの普及推進に関する計画を策定する際の留意事項として、普及推進における基本的な考え方、計画における各項目の進め方、都道府県と市区町村との役割分担等、取組の推進にあたって参考となる情報を以下に示す。

都道府県及び市区町村は、以下の事項に留意しつつ、別添の計画（例）を参考に、地域の実情に応じた感震ブレーカーの普及推進に関する計画を策定されたい。また、計画（例）には、ひな形と解説を記載しており、計画を作成する際は、解説を参考とされるとともに、各地域の実情に即したものとなるよう検討し、適切に取組を進められたい。

- 1 地震時には、火災の同時多発、消防力の劣勢、水利の使用不可や道路通行障害等により、消火困難となり被害が拡大するおそれがある。加えて、過去の大規模地震において、電気に起因する火災が多数発生していることを踏まえ、その予防を図るため、感震ブレーカーの設置を進めることが必要である。特に、木造密集市街地や津波浸水想定区域等の出火・延焼危険性が高い地域については、重点エリアとして優先的に設置を進めることが必要であり、住民と危機意識の共有化を図りつつ、地域単位で面的に感震ブレーカーの普及を進めることが重要である。
- 2 都道府県及び市区町村においては、防災基本計画の修正を踏まえ、地域防災計画において感震ブレーカーの普及推進について遺漏なく位置づけられたい。また、各地域における取組を着実に進めるため、別添の計画（例）を踏まえつつ、感震ブレーカーの普及推進に関する具体的な計画を策定することが重要である。
- 3 消防庁及び内閣府による感震ブレーカーの設置支援状況等に関するアンケート調査（令和6年度）において、多くの自治体が今後の課題として感震ブレーカーの認知度や通電火災の危険性に対する認知度の向上が必要であると回答していることを踏まえ、感震ブレーカーの普及推進にあたっては、これらの重点的な広報啓発に取り組むことが必要である。
- 4 各地域において、感震ブレーカーの普及を効果的に進めるためには、自治体の防災関係部局や消防機関のみならず、福祉関係部局などの関係部局、電気関係事業者や住宅関係事業者等の関係者と連携し、普及推進体制を構築する必要がある。

これに当たり、各地域の火災予防や地震対策に係る既往の推進体制を基礎としつつ、感震ブレーカーの普及推進における主な関係者との協働体制として、各自治体の実情に合わせた構成とすることが重要である。

また、都道府県と市区町村の間においても、例えば、都道府県にあつては、幅広い関係者との協力体制を構築するとともに、管内の市区町村の取組に係る水平展開や支援を

行い、市区町村にあつては、住民に向けた地域密着の取組を行うなど、それぞれの特性に応じた連携を図ることが重要である。

なお、感震ブレーカーの普及推進に係る取組は、その進捗が地域によって様々であることから、各地域の実情に即した形で、可能なものから段階的に取組に着手、推進を図ることが重要である。

- 5 円滑に普及を図る観点等から、新築住宅に対しては分電盤タイプ（内蔵型）、既存住宅に対しては修繕の機会等を捉えて分電盤タイプ（後付型）の設置を進めることを基本とし、木造密集市街地等においては、必要に応じて簡易タイプやコンセントタイプも活用しながら速やかに設置を進めていくことが適当である。
- 6 各地域において、重点エリアを中心とするなどして感震ブレーカーの設置状況を適宜把握し、必要に応じて設置支援を行うなど、効果的な普及推進策の検討につなげることが重要である。